

[課程—2]

審査の結果の要旨

氏名 滝沢 彩子

本研究は、臨床では以前から望まれていながら解釈上未だ実現が困難とされてきた、救急搬送後司法解剖事例における救急医への解剖情報提供のあり方を検討するため、救急科専門医と法医を対象とした各質問紙調査と国内外の文献調査を行ったものであり、下記の結果を得ている。

1. 救急科専門医を対象とした質問紙調査によって、救急科専門医が法医から情報提供をすべきと考えていることが示された。現状の法医からの情報提供を不十分ととらえている救急医は、自分の担当した患者が司法解剖を受けた経験や、死後対応における警察・検視官の情報提供に対する不満、情報提供に迅速性を求める姿勢等と関連があることが示された。司法解剖への情報提供が許される場合に知りたい情報の種類は、解剖直後の肉眼的所見の要約と鑑定後・診療確定後の死因が中心であることが示された。提供対象については、担当医への提供と救急全体への提供との間でほぼ全て情報の種類に対して差がみられ、担当医個人への情報提供がより望まれていることが示された。
2. 法医を対象とした質問紙調査によって、法医の情報提供への姿勢は救急医よりも慎重なものであることが示された。情報提供に伴う作業負担等が増大しても許容できるか否かは判断が分かれることが示された。法医が提供してもよいと考える情報の種類の中心は解剖直後の肉眼的所見の要約と鑑定後・診療確定後の死因であり、救急科専門医と同様であることが示された。
3. 文献調査によって、国内については遺族に対する情報提供実現の過程や、モデル事業における情報提供の成果と課題を示した。国外については日本とは異なる制度的前提をふまえながら、死因究明が犯罪捜査と結び付けられていない地域がある点、死因究明により得られた情報がフィードバックされている点、提供対象が医療従事者に限定されていない点等が示された。そしてそれらの情報が医療の質向上から人権擁護・感染症対策まで幅広く活用されていることが示された。

以上、本論文は救急搬送後司法解剖事例における救急医への解剖情報提供につき、運用の弾力化や法制度の整備等に繋がる意義を持ち、ひいては医学界全体への真実究明・再発防止にも重要な貢献をなす研究と考えられ、学位の授与に値するものと考えられる。